資料 6

請負事業の労働災害の防止について

令和4年3月 近畿中国森林管理局

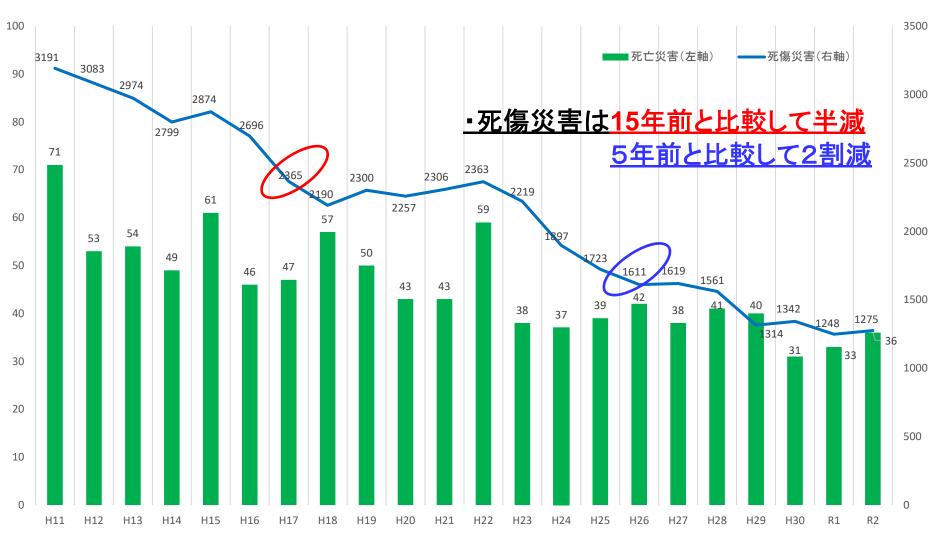
請負事業の 労働災害の防止について

令和4年3月2日

近畿中国森林管理局

1 林業における死傷災害

林業における労働災害発生の推移(人)



出典: 労働者死傷病報告(厚生労働省)

〇 死傷災害 令和2年発生状況(業種別)

- -R2の建設業の死傷者数は前年より206人(1.4%)減少
- 林業の死傷災害は前年より27人(2.2%)増加

	250761			令和	2年	令和	元年	平成	29年	対令和元:	年比較	対29年	比較
美	Ě		種	死傷者数(人)	構成比 (%)	死傷者数(人)	構成比 (%)	死傷者数(人)	構成比 (%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全	100	産	業	131, 156	100.0	125,611	100. 0	120,460	100. 0	5,545	4. 4	10,696	8. 9
# オ	烮	造	業	25, 675	19. 6	26,873	21, 4	26,674	22. 1	-1,198	-4. 5	-999	-3, 7
翁	広		業	199	0, 2	203	0, 2	209	0. 2	-4	-2, 0	-10	-4, 8
Ž	建	設	業	14, 977	11, 4	15, 183	12. 1	15,129	12, 6	-206	-1, 4	-152	-1, 0
3	交通	運輸	事業	2, 706	2, 1	3, 147	2. 5	3,314	2. 8	-441	-14. 0	-608	-18, 3
ß	遠上貨	貨物運送	生事業	15, 815	12. 1	15,382	12. 2	14,706	12. 2	433	2. 8	1,109	7, 5
ħ	巷 湾	運道	送 業	330	0, 3	376	0, 3	331	0, 3	-46	-12, 2	:-1	-0, 3
木	木		業	1, 275	1, 0	1,248	1, 0	1,314	1, 1	27	2. 2	-39	-3, 0
農	農業、	畜産・ス	水産業	3, 220	2, 5	2,991	2. 4	2,781	2. 3	229	7. 7	439	15, 8
9	第 三	三次區	金 業	66, 959	51.1	60,208	47, 9	56,002	46, 5	6,751	11, 2	10, 957	19. 6

⁽注) 平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載している。

出典:厚生労働省「令和2年における労働災害発生状況(確定)」

〇 死傷災害 死傷年千人率推移(業種別)

・林業の労働災害発生率は他産業と比較して非常に高い

【平成24年から令和2年】

	人去米	製道	造業	소는 ૠ	7-Þ- = □ **	運車	俞業	++ 4k	農業	
	全産業	計	木材·木製 品	鉱業	建設業	計	陸上貨物運 送事業	林業	辰耒	
平成24年	2.3	3.0	13.1	9.9	5.0	6.3	8.4	31.6	5.7	
平成25年	2.3	2.8	11.4	12.0	5.0	6.3	8.3	28.7	5.4	
平成26年	2.3	2.9	12.3	8.1	5.0	6.4	8.4	26.9	5.2	
平成27年	2.2	2.8	11.2	7.0	4.6	6.3	8.2	27.0	5.2	
平成28年	2.2	2.7	11.0	9.2	4.5	6.3	8.2	31.2	5.1	
平成29年	2.2	2.7	9.9	7.0	4.5	6.5	8.4	32.9	4.9	
平成30年	2.3	2.8	10.9	10.7	4.5	6.8	8.9	22.4	5.2	
平成31年/令和元年	2.2	2.7	10.6	10.2	4.5	6.5	8.5	20.8	5.2	
令和2年	2.3	2.6	10.5	10.0	4.5	6.5	8.9	25.5	5.8	

資料出所: 労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

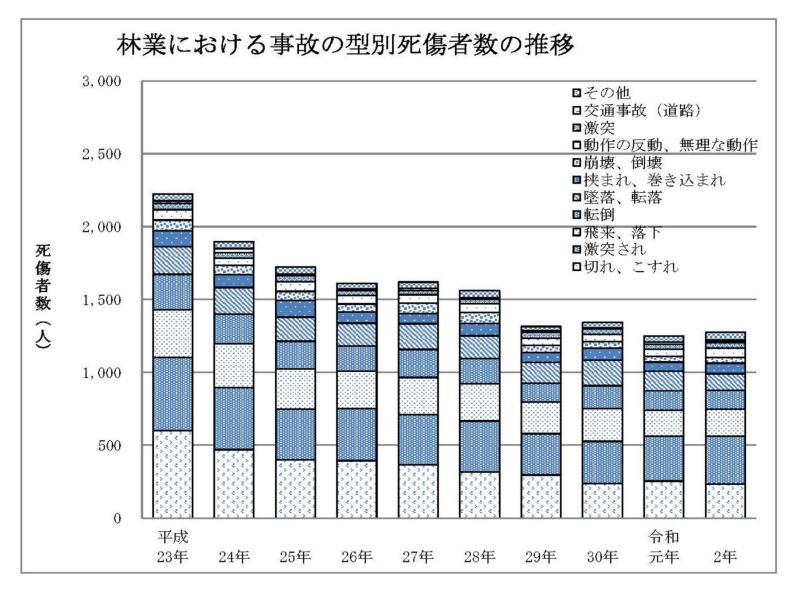
注1) 年千人率とは、労働者1.000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

年千人率= ×1,000

- 注2) 死傷者数は労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数、労働者数は労働力調査(総務省)による雇用者数(役員を除く)を用いて算出した。 ただし、平成23年については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において労働力調査の実施が一時困難となったため、 労働者数は、役員を含む補完的に推計した値を用いている。
- 注3) 労働者死傷病報告と労働力調査の業種分類は、細部が異なっていることに留意する必要がある。
- 注4) 労働力調査の雇用者数は万人単位で公表されているが、年千人率は有効数字にかかわらず小数点以下第1位まで算出した。
- 注5) 平成23年の死傷者数には東日本大震災を直接の原因とするものを含まない。

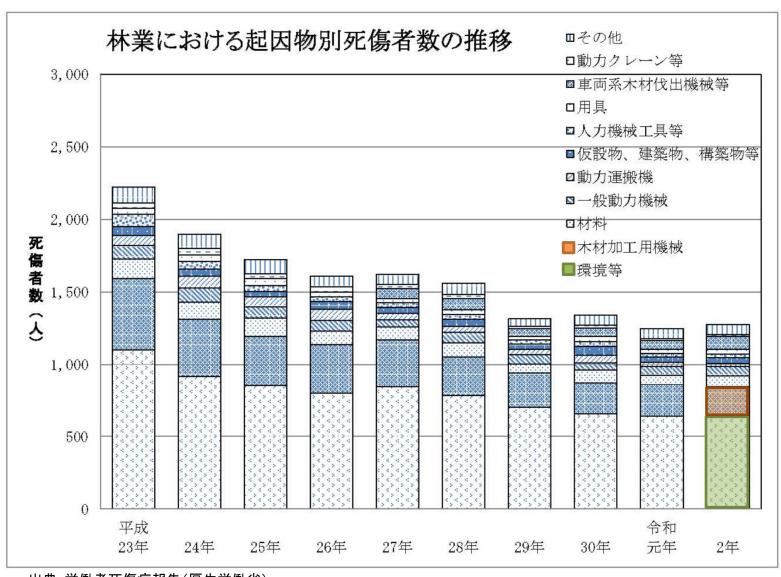
〇 死傷災害 発生状況の推移(型別)

・R2は「激突され」>「切れ・こすれ」>「飛来・落下」>「転倒」>「墜落・転落」



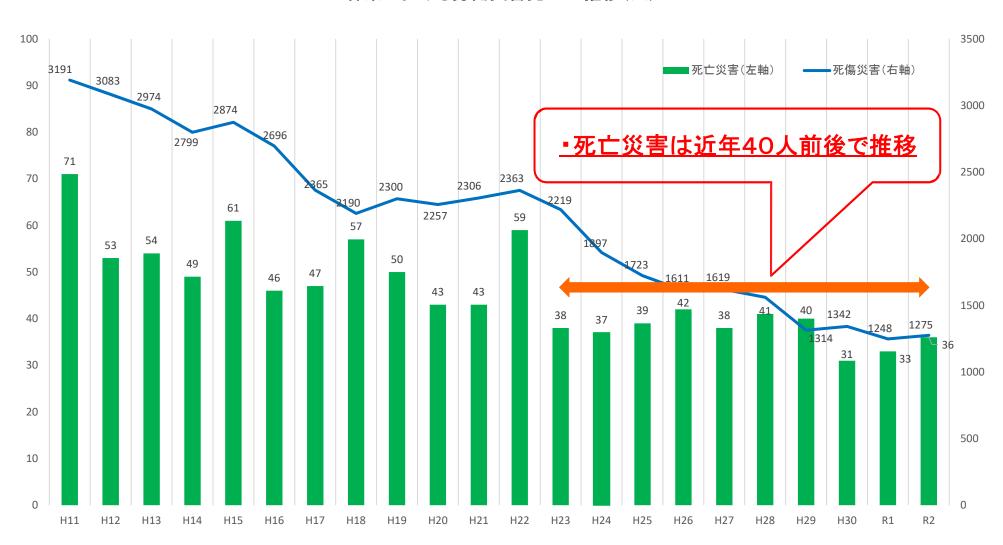
〇 死傷災害 発生状況の推移(起因物別)

・主な起因物は「木材加工機械」、「環境等」



2 林業における死亡災害

林業における労働災害発生の推移(人)



出典:労働者死傷病報告(厚生労働省)

〇 死亡災害 発生状況(業種別)

- ・R2の建設業の死亡災害は前年より11人(4.1%)減少
- 林業の死亡災害は前年より3人(9.1%)増加

			令和	2年	令和力	元年	平成2	9年	对令和为	元年比較	対29年	F比較
	業種		死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全	産	業	802	100.0	845	100, 0	978	100.0	-43	-5.1	-176	-18, 0
製	造	業	136	17. 0	141	16.7	160	16.4	-5	-3.5	-24	-15. 0
鉱	Ç Ç	業	8	1.0	10	1.2	13	1, 3	-2	-20, 0	-5	-38, 5
建	設	業	258	32, 2	269	31.8	323	33, 0	-11	-4, 1	-65	-20, 1
交	通運輸	事業	12	1.5	14	1, 7	18	1.8	-2	-14.3	-6	-33, 3
陸	上貨物運油	送事業	87	10, 8	101	12.0	137	14.0	-14	-13.9	-50	-36, 5
港	湾運	送業	4	0, 5	7	0, 8	8	0, 8	-3	-42.9	-4	-50, 0
林		業	36	4, 5	33	3. 9	40	4, 1	3	9.1	-4	-10, 0
農	業、畜産・	水産業	36	4. 5	30	3, 6	35	3, 6	6	20, 0	1.	2. 9
第	三次	産 業	225	28, 1	240	28. 4	244	24, 9	-15	-6, 3	-19	-7.8

(注) 平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載している。

出典:厚生労働省「令和2年における労働災害発生状況(確定)」

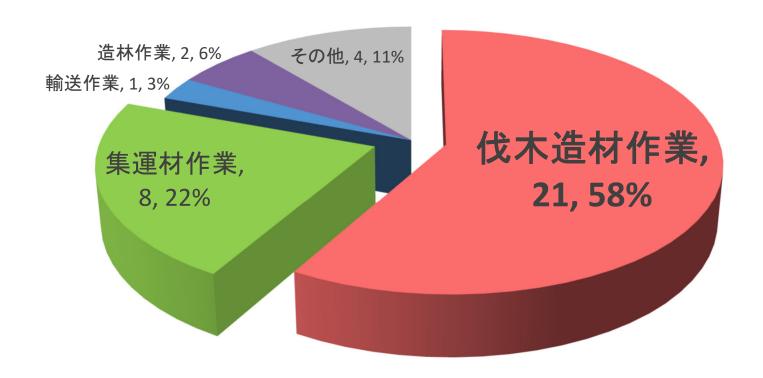
〇 死亡災害 令和2年度発生状況(業種別、月別)

月別	製造	鉱業	建設	運輸	貨物	港湾	林業	第三次産業他	合計
1月	11	0	23	0	7	0	3	22	66
2月	5	1	25	1	10	1	4	18	65
3月	8	0	28	1	7	0	4	28	76
4月	13	1	21	2	5	0	5	24	71
5月	10	1	16	0	5	0	4	14	50
6月	11	1	18	1	9	1	2	16	59
7月	17	0	20	0	6	0	2	25	70
8月	10	0	23	3	5	1	0	26	68
9月	11	1	27	2	10	0	4	16	71
10月	17	0	18	1	4	1	2	23	66
11月	8	2	17	0	8	0	2	20	57
12月	15	1	22	1	11	0	4	29	83
合計	136	8	258	12	87	4	36	261	802

出典:厚生労働省「令和2年における労働災害発生状況(確定)」

〇 死亡災害 令和2年発生状況(作業別)

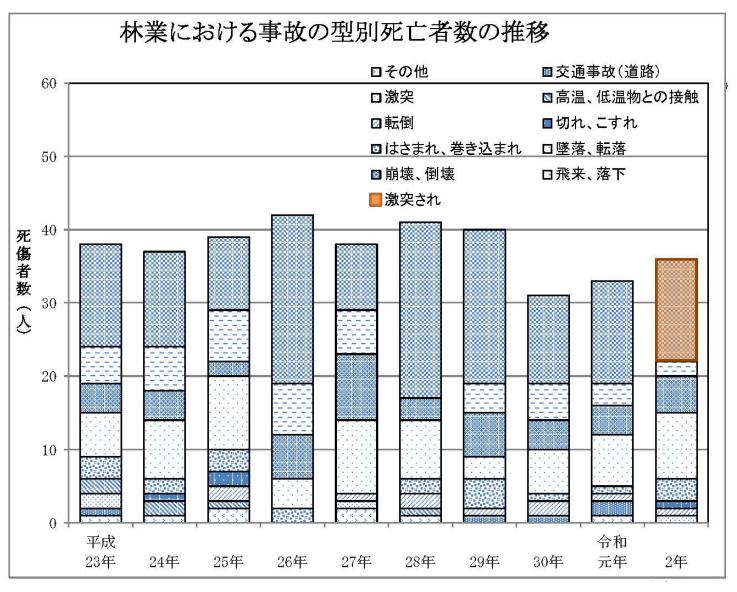
• 伐木造材作業中の死亡災害が約6割を占める



出典:中央労働災害防止協会「安全衛生年鑑」、林業・木材製造業労働災害防止協会「死亡災害事例」ほか

〇 死亡災害 型別の推移(林業)

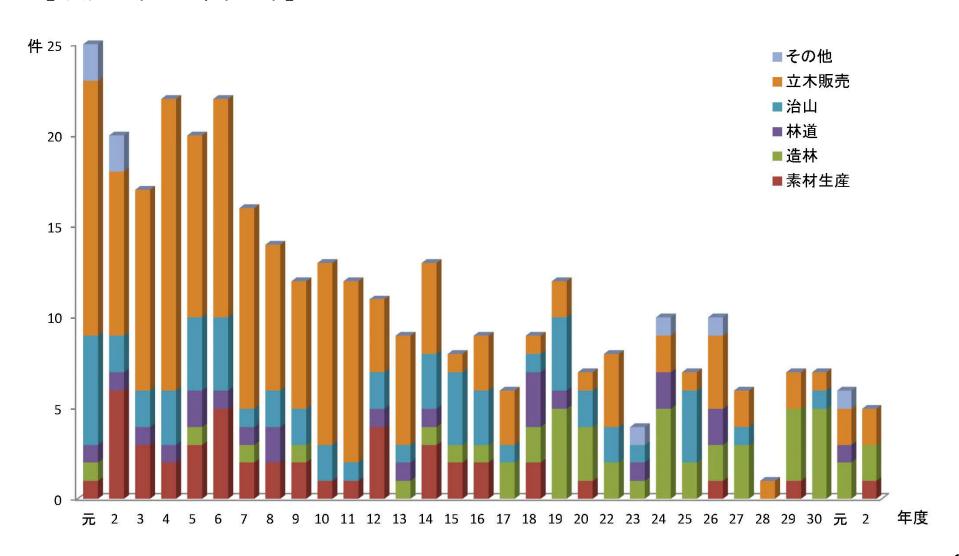
・林業における死亡災害は「激突され」が最多



出典: 労働者死傷病報告(厚生労働省)

3 国有林事業における請負事業体等の重大災害発生状況

【平成元年から令和2年】



〇 令和3年度 請負事業・立木販売における重大災害発生状況

令和4年1月末現在

									=	青	美	事 美												46		·	
 区 分			素材	才生產	崔・美	告林詩	青負		ī					治山		2	このな	ılı		計		7/	木販	売		合計	ö
区分		生産			造林			小計			林道		₹¤ 1-1-1		その他		н		03								
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
北海道		28 18		1			1											23	1			1			2	16 15	
東北		1			1	1		2	1						1	1			1	2	2		1		1	3	2
関東																						1			1		
中部					1			1												1						1	
近畿中国													Г														
四 国										1									1						1		
九州				1			1								1				1		1		1		1	1	1
計		1		2	2	1	2	3	1	1					2	1			4	3	3	2	2		6	5	3

^{※1} 件数であって、死亡者数ではない

^{※2} 法令上の労働災害に該当しない(被災者が事業主である等)場合については計上していない

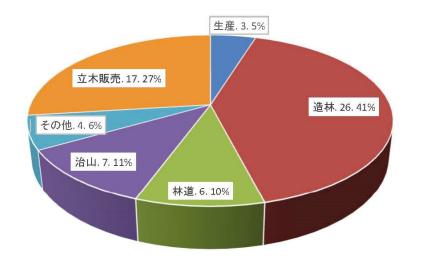
〇 令和元年度から令和3年度の災害概要(治山・土木事業関連)

発生 年度	局 署等	事業の 種類	発生 年月日	性別 年齢	従事作業	概 要
R1	四国局嶺北署	林道	R1.9.24	男 64	運搬作業	当日、被災者(現場代理人)は、同僚2名とともに、路面工施工後の待避所の路面整正作業に従事していた。(当日の作業配置は、被災者:2tダンプトラックによる土砂の運搬及びミニバックホウによる土砂の積み込み、同僚A:ミニバックホウによる土砂の整地作業、同僚B:鍬による整地作業)8時10分頃、被災者は、路面整正箇所から土砂積込箇所へ2tダンプトラックで向かった。9時30分頃、同僚Bは被災者が路面整正箇所に戻ってこないことを不審に思い、土砂積込箇所へ徒歩で向かったところ、路面整正箇所から約90mの地点でバックブザーが聞こえるものの2tダンプトラックが見えないことから、さらに約50m徒歩で向かった地点で谷側へ転落している2tダンプトラックを発見した。現地調査の結果では、転落した2tダンプトラックはバックギアに入っていたこと、積荷と見られる土砂が擁壁直下の地際に落下していたことから、被災者はバックで走行し、緩やかな右カーブにさしかかった際、何らかの原因により路肩へ寄りすぎ、右後輪が脱輪し車体後部から斜面を谷側へ落ち込むような形で約14m転落し受災したものと推定される。
R2	北海道局 日高北部署	林道	R3.7.8	男 67 <u>事業主</u>	林道維持 修繕作業	当日、被災者(事業主)は、同僚1名(誘導者)と宿主別支線林道の維持修繕作業に従事していた。(当日の作業配置は、被災者はバックホウ(0.8m3級)による路体の掘削・盛土及び転圧作業、同僚は建設機械の誘導等) 9時30分頃、同僚はバックホウから起点側に約12m離れた位置から、被災者が林道ゲートから約1.6km地点の路体掘削盛土及び転圧作業を行っているのを確認していたが、雨が降ってきたことから作業車(トヨタハイラックス)に置いている合羽を取りにいくため、目を離した時、突然大きな音がしたことから振り返ったところ、林道下に転落しているパックホウを発見した。(被災者がバックホウを後退させた際に目測を誤って路肩に寄りすぎたことから、パランスを崩し運転手ごと23.6m転落し受災したものと思われる。)
R3	東北局盛岡署	治山	R3.4.27	男 63	資材運搬路 作設作業	当日、被災者(現場代理人)は、バックホウ(コマツPC138US、全長:7,260mm、全幅:2,490mm、全高:2,850mm、後端旋回半径: 1,480mm)による資材運搬路作設のため掘削作業を1人で従事していた。 16時50分頃、支障木の伐倒作業をしていた同僚3名は当日の作業を終え、近道として林内を通り通勤車両を駐車している場所まで下山したが、その際、被災者の作業中の箇所は通らなかったためバックホウの異変等には気づかなかった。 17時頃、被災者が作業を終了して戻ってこなかったものの、コロナ対応により個々に現地集合、現地解散を行っていたことからそのまま現地を後にした。 翌日4月28日の朝7時、家族から会社に「昨日自宅に帰ってこない」との連絡があったことから、社員が現地を確認したところ、7時30分頃被災者が資材運搬路から転落していたバックホウの横で倒れているのを発見し、7時40分頃、会社社員が盛岡西警察署、消防署(救急車)に電話を入れた。 9時頃、救急隊が現地到着し、被災者を救出したが心肺停止しており、9時10分死亡が確認された。 現場の状況から被災者は、地すべり工事作業道の終点から作設中の資材運搬路(幅員約2.2m)の約40m地点(傾斜約50度)において掘削作業中に、何らかの原因で路肩側(落下後の幅員約1.5m、傾斜約50度)が崩れ、斜面約65m下に転落したと思われる。被災者はバックホウのそばで横になっている状態で発見され、バックホウの損傷状態(キャビンが潰れ、運転席のドアも閉じている)から自力で脱出することか考えにくいこと、シートベルトを使用していた形跡がなかったことから転落の際に運転席にいた被災者が放り出されたものと推察される。 なお、当日の天候は晴れであるが、滑落した箇所は地山表土が崩れており、斜面下部の表土崩壊が見られ、バックホウの重さもあって路肩崩壊につながった可能性が考えられる。
	九州局 治山課	治山 (局直轄)	R3.10.12	男 70	荷掛作業	当日、被災者と同僚9名は8時頃、休憩小屋でミーティング実施後、被災者は、休憩小屋の敷地内で緑化用資材の種子の計量等作業、同僚Aは、同敷地内で撹拌機を使用して緑化用資材を製造しNo.2山腹工に運搬する作業、同僚Bは、最寄りの沢から同敷地内に水を運搬する作業、同僚4名(C、D、E、F)は、No.2山腹工の吹付作業、同僚3名(G、H、I)は、No.1山腹工で準備工作業に従事時していた。 11時20分頃、同僚Bは客土が仮置き場(大型土のう袋に客土を積み込んで搬入、仮置きしている場所(災害発生場所から4.1km))に搬入されたとの連絡を受けたため、同敷地内に駐車していた空の移動式クレーンA(最大積載量2,650kg)で取りに向かった。13時25分頃、同僚Bは大型土のう8袋を仮置き場で積んだ後休憩小屋に到着した。さらに客土が必要なことから、休憩小屋付近に駐車していた移動式クレーンB(最大積載量3,100lg)で取りに行くため、移動式クレーンBの荷台に積んでいた4袋の大型土のうを移動式クレーンAへ積み替えるため被災者に声を掛けた。13時40分頃、被災者は移動式クレーンBの荷台上で、2袋目の大型土のうにフックを掛け、荷台の安全と思われる場所に退避していたが、何らかの理由により、退避していた場所から荷台後方へ移動(大型土のうには接触していない)していたため、同僚Bが「危ない」と声を掛けたところ、被災者は驚いた様子(推定)で、移動式クレーンBの後アオリ(高さ0.4m)に足をとられ、高さ1.2mの荷台から地面へ後ろ向きに落下して受災した(保護帽は着用していた)。

○ 国有林野事業における請負事業体等の重大災害発生状況(事業別)

【平成23年から令和2年】

	生産	造林	林道	治山	その他	立木販売	計
H23		1	1	1	1		4
H24		5	2		1	2	10
H25		2		4		1	7
H26	1	2	2		1	4	10
H27		3		1		2	6
H28						1	1
H29	1	4				2	7
H30		5		1		1	7
R元		2	1		1	2	6
R2	1	2				2	5
計	3	26	6	7	4	17	63



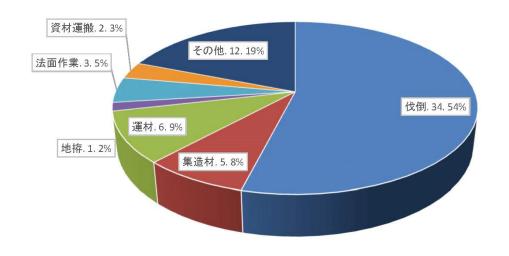
造林、立木販売事業で多発

- ※ 造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。
- ※ 労災対象外の死亡災害は含まない。

〇 国有林野事業における請負事業体等の重大災害発生状況(従事作業別)

【平成23年から令和2年】

事業別	作業種別	伐倒	集造材	運材	作業路 作設	地拵	法面作業	型枠作業	資材運搬	その他	合計
	生 産	2	1								3
	造 林	17	1	3		1				4	26
造林·素 材生産	その他			2						2	4
',	立木販売	13	3	1							17
	計	32	5	6	0	1,	0	0	0	6	50
	林道						Ĩ		2	3	6
治山·土木	治山	2					2			3	7
	計	2	0	0	0	0	3	0	2	6	13
合計		34	5	6	0	1	3	0	2	12	63



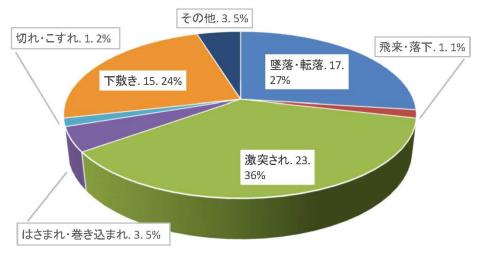
伐倒作業が5割超

- ※造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。
- ※ 労災対象外の死亡災害は含まない。

〇 国有林野事業における請負事業体等の重大災害発生状況(事故の型別)

【平成23年から令和2年】

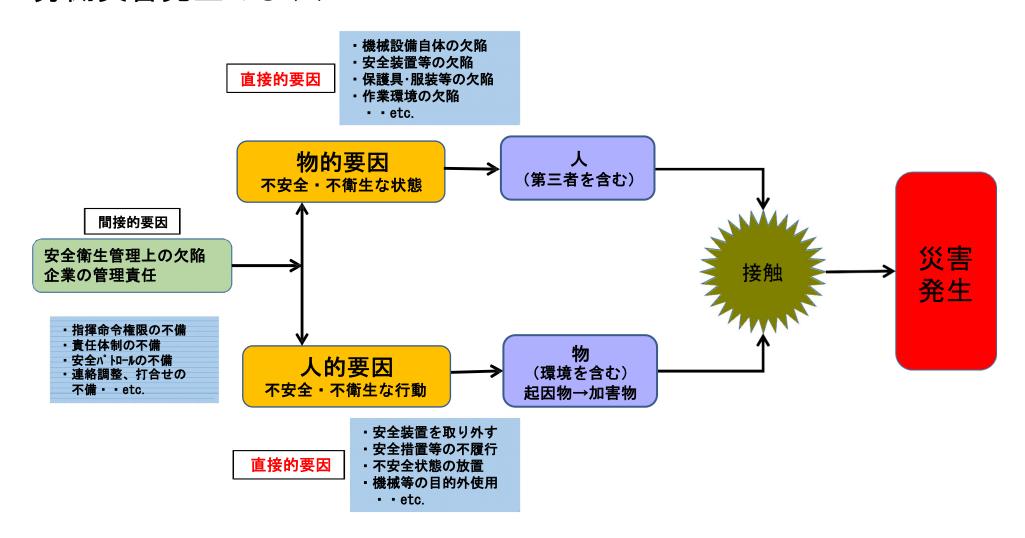
事業別	事故の型	墜落·転 落	転倒	飛来·落 下	崩壊・倒 壊	激突され	はさまれ・ 巻き込ま れ	切れ・こ すれ	下敷き	交通事故 (その他)	その他	合計
	生 産					2		1				3
, # II -	造 林	3		1		10	3		9			26
造林·素 材生産	その他	1							7		2	4
11	立木販売	4				9			3		1	17
	計	8	0	1	0	21	3	1	13	0	3	50
	林道	6										6
治山·土木	治山	3				2			2			7
	計	9	0	0	0	2	0	0	2	0	0	13
合計		17	0	1	0	23	3	1	15	0	3	63



- ※造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。
- ※ 労災対象外の死亡災害は含まない。

4 なぜ労働災害は起こるのか

労働災害発生のしくみ



5 労働災害の発生と企業の責任

刑事上の責任

労働安全衛生法違反 業務上過失致死傷罪

行政上の責任

作業停止・使用停止等の 行政処分

民事上の責任

不法行為責任や安全配慮義務違反による損害賠償

労働災害

社会的な責任

企業の信用低下存在基盤の喪失

補償上の責任

労働基準法及び労働者災害 補償保険法による補償

労働災害を防止するためには、日常の安全衛生活動やリスク アセスメントの実施などの安全衛生対策に取り組むことが重要